

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>消費増税に伴う改正ということであるが、そもそもATM手数料について、みなし利息の例外としている点が不当であり、この不当な制限の例外を拡張する改正である以上、反対である。</p> <p>多重債務者が200万人とも言われた時代は過ぎているかもしれないが、利息制限法という強行法規の遵守がいい加減になっていたから生じた深刻な社会問題が、この多重債務被害である。当時の被害の深刻さに思いを致せば、ATM手数料だから良いのだという発想には行き着かない。確かに、平成18年12月当時の改正では、合理的な例外であるとの評価があったが、訴訟上、なんら証拠も出さずに、ATM手数料だと言い張り例外を主張する貸金業者もあれば、自社において、ATM手数料と称して費用を取っており、実質的には実費ではなく利息として収受している例も見受けられる。</p> <p>このような観点から、むしろ、この例外は撤廃すべきであるところ、拡張するような改正は、行うべきではない。</p>	<p>ATM手数料は、一般的には、ATMの保守等に必要な費用として定型的に徴収されるものであり、額が標準化・定額化していることから、金利とは別途の徴収を認めても、借り手から見て費用の妥当性が検証可能であるため、規制の対象外としているものです。</p>